

# 企 画 競 争 説 明 書

独立行政法人国立青少年教育振興機構

この企画競争説明書は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程及び契約事務取扱規則（以下「取扱規則等」という。）を遵守し、本件契約に係る企画競争公告（企画競争公示及び指名通知）（以下「企画競争公告等」という。）の他、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（昭和28年文部省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）を準用し、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）が行う契約に関し、企画競争における競争に参加しようとするもの（以下「参加者」という。）が熟知しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1. 企画競争に付する事項

別記の1のとおり。

## 2. 参加者に必要な資格

- (1) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。
- (2) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 参加者は、上記事項のうち企画競争公告等に公告又は公示された事項につき、書面によりこれを証明のうえ、別紙Bの提出書類（以下「企画書等」という。）を別記の2の（1）に提出するものとする。

## 3. 参加

- (1) 参加者は、仕様書等関係書類、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則等及び文部科学省契約規則を熟覧のうえ参加しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記の5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、企画書等提出後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 参加者は、企画書等を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。  
また、代理人が参加する場合は、別紙A1、別紙A2により、委任状を提出しなければならない。
- (3) 企画書等に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
- (4) 企画書等の提出場所は、別記の2の（1）のとおり。
- (5) 企画書等の提出期限は、別記の2の（2）のとおり。
- (6) 代理人が参加する場合は、企画書等に参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 企画書等は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〔契約件名〕の企画書等在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、企画書等を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「〔契約件名〕の企画書等在中」と朱書しなければならない。
- (8) 参加者は、その提出した企画書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 参加者は、企画書等を提出するときは、企画競争公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で企画競争を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該競争を延期し、又はこれを廃止することがある。

(11)参加者又はその代理人は、本件契約に係る競争について他の参加者の代理人となることができない。

#### 4. 参加保証金

免除する。

#### 5. 無効の企画書等

企画書等で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1)競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した企画書等

(2)契約件名、参加者本人の氏名及び押印（法人の場合はその名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が参加する場合における参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない企画書等

(3)契約件名に重大な誤りのある企画書等

(4)参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない企画書等

(5)企画競争公告等において示した企画書等の受領期限までに到達しなかった企画書等

(6)その他競争に関する条件に違反した企画書等

#### 6. 面接の実施について

委託業者選定に伴う面接の実施については、独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家管理係より業者面接通知書（別紙C）をもって通知する。

#### 7. 契約候補者の決定

(1)事業内容、業務計画等その他の条件を総合的に評価して、最も優れた者を契約候補者として決定する。

(2)評価は企画競争説明書（仕様書及び総合評価基準（別紙E）を含む。）に基づいて公正、公平な審査を通じて適切に行なうものとする。

(3)評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、評価基準の範囲内の評価をもって申込みをした他の者のうち最高の評価をもって申込みをした者を当該契約候補者の相手方とすることがある。

(4)契約候補者決定においては、別記の4に独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家管理係より競争参加者に食堂業務の審査結果通知書（別紙D1又は別紙D2）をもって通知する。

(5)契約候補者が契約書の取り交わしをしないときは、契約候補者の決定を取り消すものとする。

#### 8. 契約保証金

免除する。

#### 9. 契約書の作成

(1)企画競争を執行し、契約の相手方が決定したときは、別添の食堂業務委託契約書（案）による契約書の取り交わしをするものとする。

(2)契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3)当機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

#### 10. 契約条項

別添の食堂業務委託契約書（案）のとおり。

##### 11. 参加者に求められる義務

参加者は、企画競争公告等において求められた経済上及び技術上の要件、適合性の証明並びに解説資料について、契約候補者決定日の前日までに参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 1 2. 情報公開

当機構と一定の関係を有する法人と契約する場合は、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等に関する情報の当機構への提供及び当機構ホームページでの公表について同意の上、参加申し込みするものとする。詳細は以下の当機構ホームページ「独立行政法人との一定の関係を有する法人との契約に関する情報の公表について」を参照すること。

<http://www.niye.go.jp/about/public/procurement/>

## 1 3. その他必要な事項

- (1) 当機構の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は別記の5のとおり。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件契約に関して要した費用についてはすべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 本件契約に関するの照会先は、別記の6のとおり。

## 別 記

### 1. 企画競争に付する事項

- (1) 契約件名 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家食堂業務
- (2) 契約期間 令和元年10月1日から令和2年9月30日までとする。ただし、業務の評価により1年間ごとに契約を更新するものとし、発注者の業務の評価結果が不良であった場合は更新しないことができるものとする。また、発注者の業務の都合やむを得ない場合には、契約を中断することができるものとする。  
なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長3年間とする。
- (3) 履行方法 当機構が作成した仕様書に基づき業務を行うものとする。

### 2. 企画書等及び提出書類提出期限

- (1) 提出場所  
(郵便番号) 071-0235  
(所在地) 北海道上川郡美瑛町字白金  
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家管理係
- (2) 提出期限  
(提出期間) 令和元年7月1日(月)～令和元年8月9日(金)  
(提出期限) 令和元年8月9日(金) 17時15分必着(持参又は書留郵便)  
ただし、質疑書については、別紙Bに示すとおり。

### 3. 企画競争説明会を実施する日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年7月1日(月) 14時00分
- (2) 場 所 〒071-0235  
北海道上川郡美瑛町字白金  
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家本館3階  
第2研修室

### 4. 契約候補者決定日 令和元年8月28日(水)

### 5. 当所の所在地並びに氏名

- (郵便番号) 071-0235  
(所在地) 北海道上川郡美瑛町字白金  
(氏名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
所長 渡部 徹

### 6. 本件契約に関する照会先

- (郵便番号) 071-0235  
(所在地) 北海道上川郡美瑛町字白金  
(機関名) 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家 管理係  
担当: 澤田、江馬  
(電話番号) 0166-94-3252

(FAX)

0166-94-3223

# 委 任 状

私は、(代理人氏名) \_\_\_\_\_ (代理人押印)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

件 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家食堂業務

1. 企画競争に関する一切の件
2. 契約の締結
3. 復代理人の選任
4. 委任期間：自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
所長 渡部 徹

委 任 者

住 所

代表者氏名

印

# 委 任 状

私は、（復代理人氏名） （復代理人押印）

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

件 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家食堂業務

### 1. 企画競争に関する一切の件

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
所長 渡部 徹

委 任 者

住 所

代理人氏名

印

(別紙B)

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家  
食堂業務委託の審査に伴う企画書等提出書類

下記書類を提出期限までに各1部提出願います。ただし、③食堂業務運営計画については8部提出願います。

1 提出書類

- ① 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家食堂業務委託審査申請書  
(別紙Ⅰ)
- ② 国の競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書(写)
- ③ 食堂業務運営計画(別紙Ⅱ)
- ④ 食堂業務契約実績表(別紙Ⅲ)
- ⑤ 質疑書(質疑がない場合についてもその旨提出、別紙Ⅳ)
- ⑥ 会社概要(パンフレット等)
- ⑦ 会社の登記簿謄本
- ⑧ 社会的な信頼が客観的に証明できる書類(協会等への加盟、ISOの認定など(写し可))
- ⑨ 直近3ヶ年分の法人税・消費税の納税証明書(写し可)
- ⑩ 食堂業務総合評価表及び総合評価基準(別紙E)の評価が可能となる説明書類
- ⑪ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑫ その他、参考となる資料

2 提出期限

- ①～④、⑥～⑫ 令和元年8月9日(金) 17時15分必着(持参又は書留郵便)
  - ⑤ 令和元年7月8日(月) 17時15分必着(FAX可)
- ※ 7月16日(火)までに回答する(FAX)

3 提出先

〒071-0235  
北海道上川郡美瑛町字白金  
独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家管理係  
TEL 0166-94-3252  
FAX 0166-94-3223

(別紙 I)

令和元年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家所長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

㊞

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家  
食堂業務委託審査申請書

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家食堂業務委託の審査を受けたい  
ので、関係書類を添えて申請します。

## 食 堂 業 務 運 営 計 画

会社名 \_\_\_\_\_

### 1 食堂業務運営方針等

- (1) 国立大雪青少年交流の家における食堂の役割に対する考え方
- (2) 運営、サービス提供の基本方針とその特徴
- (3) 衛生管理方針（具体的に）
- (4) 食中毒等に対する対応
- (5) 従業員に対する衛生教育等の方針
- (6) 環境面に対する対応

### 2 食堂業務等計画

#### (1) 従業員の配置計画

- ① 調理師免許有資格者・栄養士・調理員等の人数、正社員・パートの配置計画及び責任体制等

#### (2) 献 立

- ① 献立作成の基本方針
- ② 食事メニュー（4パターン以上）を記載したサンプル献立表を作成し、サンプル料理の全てについて、実際に使用する食器類に盛り付けしたカラー写真を添付すること。
- ③ 各食事メニューについて、冷凍食品を使用したものを明確にし、その加工方法を簡潔に記入すること。
- ④ 弁当、野外炊飯メニュー、特別メニューについても上記と同様のものを提出すること。

#### (3) 材 料

- ① 材料の仕入れ及び保管方法
- ② 価格に占める材料費の割合

### 3 その他、特筆すべき事柄等

- (1) 事業等への協力（施設とのパートナーシップ、教育事業での協力など）
- (2) その他（食堂における広報活動など）

(記入要領)

- ① 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家の食堂業務委託を踏まえて、具体的に記載してください。
- ② 2(2)に掲げる献立表は以下により作成すること。
  - ・食事メニュー(別紙様式例①)
  - ・弁当(別紙様式例②)
  - ・野外炊飯メニュー、特別メニュー(別紙様式例③)
- ③ 食事メニューは、当所が定める朝・昼・夕食の金額(別添)により作成すること。
- ④ 弁当について、現在取り扱っているものを参考として、種類、内容を見直し料金設定すること。
- ⑤ 野外炊飯メニュー、特別メニューについては献立名を変えずに食材料、量の見直しをし、料金設定すること。
- ⑥ 食事メニューの写真はL判とし、A4判用紙1枚に朝・昼・夕食を貼付のこと。
- ⑦ 弁当、野外炊飯メニュー、特別メニューの写真はL判とし、各食事ごとにA4判用紙1枚に3枚程度貼付のこと。
- ⑧ 写真の作成については、デジタルカメラも可とする。

献立表（食事メニュー）

区分		朝食	昼食	夕食
		440円	590円	770円
1	主食			
	汁物			
	おかず			
	果物			
	嗜好品			
	飲み物			
2				

※ 様式、区分欄の事項については、各施設において設定可。

※ 価格は1人あたりの金額とする。

< 様式例② >

献立表(弁当)

	種類又は名称	内 容	価格
1			
2			
3			
4			
5			

※ 様式については、各施設において設定可。

※ 価格は1食(個)あたりの金額とする。

献立表（野外炊飯・特別メニュー）

	献立名	食 材 料	調味料	価 格
1				
2				
3				
4				
5				

※ 様式、価格（1人あたり又は複数人（セット））の表示については、各施設において設定可。

(別 添)

食 事 料 金 表

令和元年10月1日 現在

	朝 食	昼 食	夕 食	備 考
未就学児 (3歳以上)	340円	450円	560円	
小学生	430円	580円	750円	
中学生以上	440円	590円	770円	

(別紙Ⅲ)

食 堂 業 務 契 約 実 績 表

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家 所 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

⑩

下記のとおり食堂業務等の実績を提出します。

記

( 委託機関 )

( 委託業務内容 )

( 契約期間 )

( 席数 )

(別紙Ⅳ)

質 疑 書

令和 年 月 日

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家 所 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

件 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家食堂業務委託

令和 年 月 日仕様説明のありました上記の件に関して、下記のとおり提出します。

記

- 特になし
- 以下のとおり

(別紙C)

独国青雪第 号  
令和 年 月 日

( 業 者 名 ) 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
所 長 渡 部 徹

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家  
食堂業務委託業者選定に伴う面接の実施について

このことについて下記のとおり実施しますので、出席方よろしく申し上げます。

記

日 時 令和元年8月23日(金) 時 分から  
場 所 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家  
本館1階多目的研修室  
その他 当日は、面接開始時間30分前までに来所願います。

【 担 当 】

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家管理係 澤田、江馬  
電話 0166-94-3252

(別紙D1)

独国青雪第 号  
令和 年 月 日

( 業 者 名 ) 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家  
所 長 渡 部 徹

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家  
食堂業務委託審査結果について (通知)

このことについて、申請いただきました書類等により厳正に審査しました結果、貴社を契約候補者とすることに決定いたしましたので通知いたします。

(別紙D2)

独国青雪第 号  
令和 年 月 日

( 業 者 名 ) 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立大雪青少年交流の家

所 長 渡 部 徹

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家  
食堂業務委託審査結果について (通知)

このことについて、申請いただきました書類等により厳正に審査しました結果、貴社と契約するに至りませんでしたので、通知いたします。

## 食堂業務総合評価表及び総合評価基準の点数の取扱いについて

### <評価項目Ⅰ～Ⅲ>

- 1 基準点は、評価項目の内容を満たしていれば、基準点欄に記載してある得点をそのまま付与する。また、評価項目の内容を満たしていない項目が一ヶ所でもあった場合は、評価全体として不合格となり、契約候補者となることができない。
- 2 基準点欄が「－」となっているものは、基本となる評価項目を具体的に定めていないことから基準点は付与されない。
- 3 加点は、評価項目の内容を満たしたうえで、さらに、特筆すべき提案である場合に基準点に加えて得点を付与する。ただし、基準点欄が「－」となっているものは、具体的な評価項目が設定されていないため、基準点欄が「－」となっているもの以外の評価項目にない評価すべき項目があった場合に加点を行う。
- 4 加点は以下により得点を付与する。
  - 【加点欄が「2点」のもの】
    - 提案に具体性があり、より良い食堂サービスが期待できる場合  
・・・ 1点を加算
    - さらに、提案が斬新であり、かつ、食堂利用者の満足度の向上が期待できる場合  
・・・ さらに1点を加算
  - 【加点欄が「3点」のもの】
    - 提案に具体性があり、より良い食堂サービスが期待できる場合  
・・・ 1点を加算
    - さらに、提案が斬新であり、かつ、食堂利用者の満足度の向上が期待できる場合  
・・・ さらに2点を加算

### <評価項目Ⅳ>

- 1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
- 2 加点は以下の認定等の中で該当する最も高い区分により得点を付与する。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。
  - ※ 評価の最高得点（えるぼし認定における3段目の評価）は、他の評価項目がすべて「大変優れている」だった場合の合計点数に占める割合が3%程度となるよう設定することとする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づ

く認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝5点
- ・認定段階3＝7点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝3点
- ・プラチナくるみん認定＝5点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

### <全体評価>

5 契約候補者の決定は以下により行う。

- 評価項目ごとに基準点に加点を加えた得点をその評価項目の合計得点とする。
- 全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得た者を契約候補者とする。